

公的な本人確認証明書となる

住民基本台帳カードを作りますか？

■問い合わせ

市民生活課 窓口係 ☎75-6116

申請に必要な書類

■本人確認書類

(運転免許証・パスポートなど)

官公署が発行した顔写真付きのものがが必要です。顔写真付きの確認書類がない人は、健康保険証や年金手帳など、住所・氏名がわかる書類をお持ちください。

■証明用写真 1枚

顔写真付きの住民基本台帳カードを希望される人のみ必要です。(縦4.5cm×横3.5cm。申請前6か月以内に撮影した無帽・正面向き・無背景の顔写真)

■認印

■交付手数料 500円

※公的個人認証サービスの手料は、別途500円が必要です。

■住民基本台帳カードを申請できる人多久市に住民登録をしている人
※外国人住民も申請できます。

■申請について
市民生活課の窓口で受け付けています。申請には、左記の書類が必要です。本人以外が申請される場合は、委任状が必要で、受け取りは本人のみです。
交付まで、2週間程度かかります。



住基カードに電子証明書(※公的個人認証サービス)を内蔵することで、e-Taxなどのインターネットを利用した電子申請が利用できます。

住民基本台帳カード(通称:住基カード)は、住民票の情報に基づいて市町村が発行する高度のセキュリティ機能を備えたICカードです。住基カードは、顔写真があるものと、ないものの2種類があります。写真付きの住基カードは公的な本人確認書類として利用できます。
運転免許証を自主返納した人などは、住基カードの作成をお勧めします。

1月は固定資産税(償却資産)の申告期間です

■問い合わせ

税務課 資産税係 ☎75-2176

固定資産税の償却資産とは土地・家屋以外で、事業のために使用する機械や設備などの資産のことをいいます。多久市内に償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただく必要があります。(地方税法 第383条)

■申告する必要がある事業主

○一般企業のほかに、工業や商業、飲食店、医業、農業などの個人経営者も対象です。

■申告の対象となる資産

- 事業に使用する構築物や設備、機械、車両、備品や器具など。
- 事業用資産の修繕・改良に要した費用。
- 耐用年数が過ぎていても、なお使用している資産。

■申告の必要がないもの

- 耐用年数が1年未満の資産。
- 取得金額が10万円未満の資産で、確定申告で償却資産として計上しないもの。
- 取得金額が20万円未満の資産で、確定申告で一括償却資産として3年均等償却しているもの。
- 家屋として固定資産税が課税されているもの。
- リース(賃貸)により使用しているもの。
- 自動車税または、軽自動車税が課税されているもの。

○多久市以外の市町村に有するもの。

(その資産が所在する市町村に申告してください)

申告の期限 平成27年 2月 2日(月)

申告された資産の評価額の合計が150万円以上の場合に、平成27年度の固定資産税が課税されます。

※昨年申告された人には、申告用の書類を郵送します。今回初めて申告される人は、税務課までお問い合わせください。

土地の利用状況を変更した場合は税務課に連絡ください!

土地の利用状況を変更(太陽光発電施設用地に変更等)した場合や、課税地目と現況地目に違いがある場合は税務課に連絡ください。

■問い合わせ

税務課 資産税係 ☎75-2176